時事新報

明治廿七年六月二十日　水曜日
舊曆甲午五月十七日（癸巳）
日出午前四時二十六分
日入午後六時五十八分
月出午後八時五十五分
月入午前五時三十分
滿潮午前六時三十三分　午後六時五十二分
（西曆一千八百九十四年）
年始より百七十一日
年末まで百九十四日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報の特派員

朝鮮國東學黨の內亂は追々其勢力を增して今は同政府も容易に討平する能はざるのみならず暴徒は諸要地を占領して既に京城を距る二十有餘里の地に迫りたりと云ふ事態頗る穩かならざるを以て本社は八重山艦に便乘を請ひ特に社員高見龜氏を朝鮮に派遣したり本社は豫て京城に派遣しある通信者にも特に照會する所あり且つ特派員も既に出發したる事なれば今後東學黨騷亂の模樣は電信を以て郵便を以て續々時事新報紙上に躍出すべし尙は騷亂の模樣に依りては引續き社員の特派を要すべきを以て本社は豫め部署を定めて後報の到るを待つ

更に二名の特派員

今回朝鮮東學黨の變亂に乘じ淸國は大軍を派遣するなど事態容易ならざるを以て既に社員高見龜氏を朝鮮に派遣したり其後の模樣に依りて本社は更に社員を特派するの必要を感じ更に社員を特派すること左の如し

●廣嶋縣下へ特派●●●●　山崎知遠氏
●●山口福岡兩縣下へ特派●●　石川信氏

朝鮮內地へ特派

本社は朝鮮の警報に接するや直ちに高見龜氏を同國に特派し尋いで廣嶋馬關の兩地にも特派員を置くの要あるを以て山崎知遠、石川信の兩氏を派遣したり高見氏は京城仁川の間に在りて報道に從事する筈なれば淸軍の戰地に於ける運動、東學黨變亂地の實況は親しく之を探るの暇なきを以て今度杉幾太郎氏を本社の特派員として其地に派遣し進んで戰亂の地域に入り親しく戰況を探らしむる事となし氏は去る十一日を以て東京を出發したり今回の事件に就き本社の特派員は既に四名に及び昨今續々電報の來着するも只だ紙上に公にする能はざるを憾む今後時機を得ば是等の報道は一時に公にして讀者の閱覽に供すべし

時事新報

ペストの豫防に就て

香港に於けるペストの流行は一時やゝ下火と爲りたるやの聞えもありしが是れは支那人が兎角病を隱蔽するよりして事の眞相を悉くすること能はず報告の實を得ざりしものにして近着の報道によればますます猖獗の勢を逞ふするが如し容易ならざる次第にして我國の如きは益々戒心して防禦の手段を盡さゞるを得ず醫者の說を聞くにペスト病毒の潛伏期は凡そ八日にして其期限を過ぎて發せざるときは最早や感染の患なき者として安心するも可なれども是れは人體に於ける場合にして其病毒が物に寄生するの場合は然らず例へば石炭材木又は獸類等の如く乾燥したる物質なれば病毒を培養する養分に乏しきが故に寄生の期も長からずと雖も綿花獸毛衣服などには其期限割合に長く殊に襤褸の類に至りては恰も病毒を培養するに適して一たび傳はるときは之を去ること容易ならずと云ふ今香港の流行地より我國までは凡そ十日間の航程にして其間の航海中に病を發せざるときは船客乘組員の如きは先づ無難と認めて差支なけれども同地にて積入れ又は同地を經過して來りたる荷物は甚だ劍呑にして何れも有毒の物と見做して消毒の法を施さゞるを得ず消毒の法にも種々の工風あれども最も有效なるは蒸汽機關を以て病毒を蒸殺するの方法にして此法に從ひ從前の機關を用ひんとすれば僅に三四俵の棉花を消毒するに凡そ一時間を費す可しと云ふ其手數も容易ならざるのみならず石炭の入費等も夥しきことなれども消毒の法を實際に有效ならしめんとするには棉花は申す迄もなく苟しくも流行地を經過し來る物品に對しては一々これを施さゞる可らず現に今日印度地方より我國に輸入する棉花は非常の額にして一々これを消毒するは容易ならざる次第にして或は棉花の生產地又は其輸出港にまでも病毒の蔓延するが如き勢に迫りたらんには一時その輸入を禁ずるの必要を見ることもある可し商賣上の大事變なれば其筋の商人は今より此邊に注意して無益にあらざる可し扨今日に於ては豫防の工風を大切にす可きこと勿論なれども若し萬一にも防禦の手段を盡したる其甲斐もなく病毒の侵入を蒙るに至らば如何す可きや彼の病毒は單に物に依りて傳はるものか又は空氣よりも傳はるものか醫學社會にも定說なきよしなれども假りに空氣よりも傳はるものとするときは其危險云はん方なく既に一人の患者を生ずれば日本國中流行を免れざるものと覺悟せざる可らず殊に東京の如く人口稠密にして空氣の淸潔ならざる場所は最も病毒を傳へ易くして一層危險なるが故に若しも府下近傍に流行の萠を見るの場合に至りて其危險を避けんとするものは他に遁るゝの外に工風ある可らず一個人とすれば其事も容易にして安全の計なれども斯る場合に及んで我輩の竊に掛念し奉るは帝室の御安否なりコレラ病の如きは嚴に交通を遮斷して淸潔攝生の法を守れば深く怖るゝに足らずと雖もペストの病毒にして果して空氣に傳はるものとすれば其傳染は貴賤高下を選む可らず既に昔年歐洲にて流行の時は西班牙の王室を犯したることさへありと云へり九重雲深くして宮門堅く鎖すと雖も空氣の流通は防ぐに術なし誠に掛念に堪へざる次第なれば其場合には恐れ多くも玉輦を他に移させらるゝこそ萬全の御工風なる可し東京近傍なれば差當り箱根の離宮なれども箱根邊にて尙ほ御不安心とあれば北海道など適當なる可きか北海道には離宮の計畫のみにして未だ其設なきが故に此際至急に着手せらるゝこと必要なれども御移轉の方角は自から時の季候に依て變せざるを得ず秋涼の節に北海道の臨幸を勸め奉る可きに非ざれば何月の頃には何々の方角と豫め場所を相して離宮の設なき地方には適に建築の用意をも爲さゞる可らず我輩は事の當局者が其道の醫者學者等と協議して其邊の計畫に取掛るも決して太早計に非ざるを信ずるものなり

官報

○勅令

朕虎列剌病流行地方ヨリ來ル船舶檢查規則中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十七年六月十八日

內務大臣臨時代理　司法大臣　芳川顯正

勅令第七十號

明治十五年布告第三十一號虎列剌病流行地方ヨリ來ル船舶檢查規則中左ノ通改正ス

第二條但書中「四十八時間」ヲ「九日」ニ改メ「碇泊セシメ」ノ下ニ「船舶、船客、乘組人及ヒ積荷ニ」ノ十二字ヲ加フ

第三條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但檢疫官ニ於テ必要ト認ムル塲合ニ於テハ其船舶、船客、乘組人ヲ九日以內其指定スル塲所ニ停留セシムルコトヲ得

勅令第七十號參照

布告第三十一號虎列剌病流行地方ヨリ來ル船舶檢查規則（明治十五年六月二十三日）抄錄

第二條　其船中罹病患者又ハ罹病死者ナキトキハ檢疫官直チニ其船舶ノ他港ニ進航シ陸地又ハ他船ト交通シ及ヒ乘組人船客ノ上陸竝積荷ノ陸揚ヲ爲スノ許可ヲ與フ可シ

但檢疫官ニ於テ必要ト認ムルトキハ其船舶ヲ四十八時間以內其指定スル塲所ニ碇泊セシメ十分ノ消毒法ヲ施スコトヲ得

第三條第一項

若シ其船中ニ罹病患者又ハ罹病死者アルトキハ檢疫官其船舶ヲ陸地及ヒ他船ニ傳染ノ虞ナシト認ムル距離ニ於テ其指定スル塲所ニ碇泊セシム可シ

朕艦隊條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十七年六月十八日

海軍大臣　伯爵西鄕從道

勅令第七十一號

艦隊條例

第一條　軍艦三艘以上ヲ編制スル兵力ヲ艦隊ト稱ス

第二條　艦隊ハ之ヲ常置シ又ハ臨時編制ス其ノ名稱ハ特ニ勅命ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　艦隊ニハ水雷艇及運送船等ヲ附スルコトヲ得

第三條　常置シタル艦隊平時ノ巡航區域ハ本邦周海トス但二艦隊以上ヲ常置スル時ハ各其ノ巡航區域ヲ定ム

第五條　艦隊ニ司令長官ヲ置キ大將中將若クハ少將ヲ以テ之ニ補ス

第六條　大將若クハ中將ノ司令スル艦隊ハ其ノ下ニ司令官ヲ置キ少將若クハ大佐ヲ以テ之ニ補ス

第七條　司令長官、司令官ノ幕僚トシテ左ノ職員ヲ置ク

	參謀長	參謀	秘書	航海長	機關長	軍醫長
大將司令長官タルトキ	少將若クハ大佐 一	少佐 一 大尉 一	主計少監 一 大主計 一	大佐 一	機關大監 一	軍醫大監 一
中將司令長官タルトキ	大佐 一	少佐 一 大尉 一	大主計 一	少佐 一	機關大監 一	軍醫大監 一
少將司令長官タルトキ	大佐 一	大尉 二	大主計 一	少佐 一		
司令官幕僚		大尉 二	大主計 一			

艦隊ニハ主理ヲ置キ又外國ニ航スルトキハ時宜ニ依リ譯官トシテ文官ヲ幕僚ニ附屬セシムルコトヲ得

第八條　司令長官ハ
天皇ニ直隸シ麾下ノ軍艦ヲ統率シ軍事ヲ統理シ海軍大臣ノ命ヲ承ケ所管ノ軍政ヲ總理ス

第九條　司令長官ハ麾下ノ軍紀風紀ヲ統監ス

第十條　司令長官ハ幕僚ヲ率ヒテ旗艦ニ乘組ムヘシ但旗艦ニ故障アルトキ又ハ指揮上一時他艦ニ移ルヲ必要ト認ムルトキハ其ノ間他艦ニ移ルコトヲ得

第十一條　司令長官ノ職務執行ハ其ノ將旗ヲ旗艦ニ揭ケタル時ニ始マリ之ヲ卸シタル時ニ終ル

第十二條　司令長官ハ麾下ノ艦船ヲ分遣スルコトヲ得

第十三條　司令長官ハ麾下ノ艦船ヲ分遣スルトキハ麾下ノ司令官若クハ先任艦長ヲシテ其ノ指揮ヲ掌ラシメ其ノ職權內ノ事ヲ委任スルコトヲ得

第十四條　司令長官艦隊ヲ引率シテ航行スルトキハ針路ヲ指定シ其ノ安全ニ對シテハ自ラ責ニ任スヘシ

第十五條　司令長官ハ麾下ノ職員事故アルトキハ他ノ職員ヲシテ代理セシムルコトヲ得
司令官若クハ先任艦長艦隊ヲ引率スルトキモ亦同シ

第十六條　司令長官ハ麾下ノ候補生竝士官以下ヲ麾下ノ艦船間ニ轉乘セシムルコトヲ得

第十七條　司令長官ハ戰時若クハ事變ニ際シ同港內ニ在ル他管ノ軍艦兵員ヲ指揮スルコトヲ得但軍港內ニ於テハ此ノ限ニアラス

第十八條　司令長官ハ事情之ヲ必要ト認メ且時機切迫指令ヲ仰クノ暇ナキトキハ巡航區域外ニ麾下ノ艦船ヲ差遣スルコトヲ得

第十九條　司令官ハ幕僚ヲ率ヒテ司令長官ノ指定スル旗艦ニ乘組ミ其ノ麾下ニ屬スル艦船ヲ指揮ス

第二十條　司令官（司令官ヲ置カサルトキハ先任順序ニ依リ先任艦長若クハ參謀長）ハ司令長官死亡シ後任者未タ定ラサルトキ若クハ事故ニ依リ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ其職務ヲ攝行スヘシ

第二十一條　司令長官、司令官幕僚ノ中航海長、機關長、軍醫長ヲ置カサルモノハ旗艦ノ航海長、機關長、軍醫長ヲシテ其ノ職務ニ參與セシムルコトヲ得

第二十二條　參謀長ハ司令長官ノ職務ヲ補佐シ其ノ機務ニ參シ艦隊一般ニ係ル事ヲ整理ス

第二十三條　司令長官ノ幕僚タル參謀ハ參謀長ノ指揮ヲ承ケ服務ス

第二十四條　司令官ノ幕僚……
第二十五條　司令長官ノ幕……
第二十六條　司令官ノ幕僚……
ヲ掌ル
第二十七條　航海長ハ司令……
リ各艦航海長ノ職務ヲ監……
第二十八條　機關長ハ司令……
リ各艦機關長ノ職務ヲ監……
第二十九條　軍醫長ハ司令……
ヲ掌リ各艦軍醫長ノ職務……
第三十條　主理ハ海軍法務……
裁判事前其ノ他軍事司法……

雜報

○支那兵上陸前
上陸せることは既に
陸前同地方の模樣を
の爲めに甚しき影響
本月初め頃より近々
牙山縣下白石浦（屯浦
り縣監よりは援軍上
方の人民に布告する
始めたり依て縣監は
め豫てより貢米を積
韓船十隻と他の十隻
多數の人夫を要する
名づゝ都合八十名の
應ずる者なきより多
年に錢五百文位を與
せ其內四十名は右の
陸すといふなる白石
支那兵の來援あるに
を要すればとて牙山
電信を架設すること
たる松樹を伐出さし
發せしめたる處間も
合すべき旨傳令あり
止せるが兎に角此際
電線架設を見合はせ
せ遞次急報せしむる
設くることゝならんと
る爲め人民より活牛
れども去る六日まで
詮議中なりしと又兵
漸く五十頭を得たる
金上納の儀を命令せ
は每戶一百貫文其他
等種々差ありと云ふ
出金せずと云へり斯
一大苦痛を與ふるよ
々穩かならざる恐言
艦は豫期の如く六日
來泊し越て八日早朝
げしたりと云ふ

○全州沒落の模樣
る際の模樣を聞くに
の地なるを以て〱の
りに流言せしより營
々の原因よりして甚
突進して同地の南山